

合に該当する。競売も公売も運送人がこれをなし得るのは、法律または命令にもとづくものである。しかるに国鉄の貨物運送規則は公売をなし得る場合を拡張し、商法により競売をなし得る場合をも含めて公売に付することある旨定めている（第41条）。貨物運送規則は法律でも命令でもなく、国鉄が公示した運送約款である。したがってこの場合鉄道が公売をなし得ることは、運送契約の当事者の合意に根拠を有するといふべきである。

国鉄においては換価の場合にはすべて公売の方法によっているので、公売処分の意味において換価処分という言葉が使用されることがある。→運送品の競売。運送品の公売処分。（松本義秋）

うんそうひんのきそん 運送品のき損 運送品の有形的の形体または品質に変更を生じ、その価格が減少することをいう。

商法で運送品の滅失、き損および延着について運送人の損害賠償責任を定めているが（第577条）、運送品たる家具・衣類・紙類等が運送中に破損・汚損・漏損または減量した場合、鮮魚・青果物等が変質した場合および動物が死傷した場合で、その価格減少の程度が滅失に至らない場合はすべてそのき損に含まれ、この場合運送人は、き損品の現存価格と完全な状態で引渡された場合の価格との差額を賠償することとなる。→損害賠償。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。（桂 重臣）

うんそうひんのきたく 運送品の寄託

1 運送人（寄託者）と受寄者との間に成立する、運送品の保管を目的とする契約をいう。

荷受人不明の場合および運送品の引渡に争いある場合には、運送人は運送品を供託または競売し得ることを商法は規定しているのであるが、これらの方法は現代の鉄道のように日々無数の物品の運送をなし、一刻も早く運送品を引渡して自己の債務の履行を完了する必要がある、少なくとも保管義務を免れる要のある者にとっては不便である。そこで鉄道営業法は第13条の3において運送品寄託の道を開いたのである。すなわち鉄道の責に帰すべからざる事由により運送品を引渡し得ない場合、および鉄道から引渡を受けた運送品を受領者が引取期間内に搬出しない場合には、鉄道は貨主の費用をもって、これを倉庫営業者に寄託することができる。あとの場合には引渡はすでに完了して、鉄道に運送品の保管義務はないのであるが、長時間にわたって場所を占有されることは迷惑であるので、鉄道に寄託権を認めたのである。

2 寄託とは保管を目的とする鉄道（寄託者）と倉庫営業者（受寄者）との間の契約をいうのであり、契約の当事者は鉄道と倉庫営業者であるから、寄託費用は一応鉄道が倉庫営業者に支払わなければならない。しかしこれはやがて鉄道が貨主から弁済を受けることになるので、鉄道は弁済を受けるまで寄託運送品について作成させた有価証券たる倉庫証券の上に留置権を行使することができる。

鉄道は寄託によって運送品の保管義務を免れる。ゆえに寄託後に倉庫営業者の過失によって運送品が滅失き損しても、それは倉庫営業者の責任であって、鉄道の責任ではない。

しかし鉄道は倉庫営業者の選択については、もちろん善良な管理者の注意をなすことを要する。

鉄道が運送品を寄託した場合には、荷送人および荷受人に対して遅滞なくその通知を発することを要する。これ運送品について善処する機会を与えるためである。

運送品の寄託は供託と異なり、荷受人に引渡されたと同一の効果を生じないから、寄託後荷受人が運送品の引渡を求めたときは、倉庫証券を交付するか、寄託物を受取ってこれを引渡さ

なければならない。

3 この鉄道営業法に認められた保管義務を免れるための寄託と、鉄道が保管の方法として特定の者に運送品の保管をさせる場合とは区別することを要する。国鉄の貨物運送規則補則（規則第41条補則4）は、特定の場合に貨物を通運事業者に代理保管させ得ることを認めているが、この場合には通運事業者は保管について鉄道の履行補助者となるに過ぎない。したがって貨物の保管責任は鉄道にあり、通運事業者の過失によって貨物を滅失き損させたときは、鉄道は損害賠償の責に任じなければならない。→運送品の供託。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。小町谷操三著 運送法の理論と実際。（松本義秋）

うんそうひんのきょうたく 運送品の供託

1 運送人が荷受人のために運送品を供託所に寄託することをする。

元来供託とは債務者がその債務の履行について債権者が受領を要する場合に、債権者が受領をこぼみ、またはその受領が不能な場合に、債務者一方の行為によって、債務を免れることを得させる制度であって、弁済の目的物を供託することによって、債務者は債務を免れる効果を生ずるのである（民法第494条）。

運送人が運送を完了し、荷受人に運送品の引渡をしようとしても引渡し得ない場合に、いつまでも保管義務を課することは運送人に対し酷であるので、商法はつぎの場合に運送人に運送品を供託する権利を認めた。

(1) 運送人が荷受人を確知することができない場合（第585条第1項）。

(2) 運送品の引渡に関して争いある場合（第586条第1項）。

荷受人を確知し得ない場合とは、その氏名が不明で何人であるか明確でない場合、氏名は明白であるがその所在を確知し得ない場合、荷受人と称する者が数人あってその正否を識別できない場合等をいい、引渡に関し争いある場合とは、荷受人が引渡に応じない場合をいう。

運送人が運送品を供託した場合には、遅滞なく荷受人にその旨通知する（荷受人不明の場合を除く）とともに、荷送人に対してもその旨の通知を発することを要する（商法第585条第3項・586条第3項）。けだし運送品の供託は、荷送人にとって意外のできごとであるとともに、運送品の処分について善処する必要があるからである。

2 供託は荷受人のためにする運送人と供託所との間の運送品の寄託契約である。この契約の効果として、運送人は運送品の引渡義務を免れ、荷受人は供託所に対し供託物の交付請求権を取得する。

運送品の供託は債務履行地すなわち到着地の供託所になすのであるが、供託者である運送人は裁判所に対し、供託所の指定および供託物保管者の選任を請求し得る（民法第495条）。供託は債権者のためにするものであるから、債権者たる荷受人を受取人としてこれをなす。→運送品の寄託。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。小町谷操三著 運送法の理論と実際。（松本義秋）

うんそうひんのきょうばい 運送品の競売

1 特定の場合に運送人の委任により、国家機関が運送品を換価することをする。

運送品が到達地に到着した場合に、運送人の責に帰すべからざる事由により、荷受人に運送品を引渡し得ないことがしばしばある。このような場合商法は運送人が運送品を供託して、その引渡義務を免れる道を講じたのであるが、供託によっては運